

恵庭市立恵庭中学校 いじめ防止基本方針

第1章 いじめ防止等のための対策の基本的な方向

1. いじめ防止基本方針策定の基本的な考え方

いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ問題の克服のため、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が最も重要である。全ての生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う人間関係の構築ができる社会性を身につけさせ、いじめを起こさない学校づくりを遂行するため、本基本方針を策定した。この方針については、定期的に点検・検証し、必要に応じて生徒、保護者、地域住民、関係機関の意見を取り入れながら、内容の見直しや改善を図っていくものとする。

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

本校のいじめ防止のための対策等は、次の事項を中心として行うこととする。

- ア. いじめが全ての生徒に関係する問題であることを前提とし、全ての生徒が安心して学校に通うための心理的安全性を確保し、諸活動に取り組むことができるよう、いじめ防止にあたる。【いじめを生まない】
- イ. 全ての生徒がいじめを行わず、また、いじめを増長させたり、認識しながら放置し、見逃すことがないようにする。さらに、いじめが生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるよう、自他の存在を等しく認め、互いの人格を尊重し合える態度を育てることを目指す。【いじめを見逃さない】
- ウ. いじめを受けた生徒の生命及び心身の保護が最も重要であり、いじめを受けた生徒を守るという認識に立ち、学校、家庭、地域、教育委員会等関係機関との連携の下、迅速かつ組織的にいじめ問題の対応にあたる。【いじめから守り抜く】

(2) いじめの理解

ア. いじめの定義

条例では、いじめの定義として、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係*1にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」と規定している。

*1 学校内外を問わず、同じ学校・学級、部活動、塾、クラブ等で当該生徒と何らかの関係がある生徒を指す。

イ. いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗(ひぼう)中傷や嫌なことをされる

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害児童生徒の意向を十分に配慮し

た上で、児童生徒の命や安全を守ることを最優先に、早期に警察に相談・通報を行い適切な援助を求め対応するとともに、学校警察連絡協議会等を活用し、日頃から緊密に連携できる体制を構築する必要がある。また、嫌がらせなどの「暴力を伴わない“いじめ”」であっても、繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴う“いじめ”」と同様、生命、身体に重大な危険を生じさせる場合があることに留意する必要がある。

ウ. いじめの要因

- ① いじめを受けた児童生徒の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定することが考えられることから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた生徒や周辺の状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応する。
- ② インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗(ひぼう)中傷が行われ、当該生徒が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。
- ③ 生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの生徒が被害生徒としてだけではなく、加害生徒としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。なお、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害生徒が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、いじめ防止委員会で情報共有して対応する。
- ④ 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。日頃からグループ内で行われているとして「けんか」や「ふざけ合い」を軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことも少なくない。ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。
- ⑤ 生徒が多様性を認め互いに支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」、「東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒（以下「被災生徒」という。）」等学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

エ. いじめの解消

いじめの解消については、単に謝罪をもって安易に解消とはせず、少なくとも以下の2つの要件が満たされていることとする。ただし、これらの要件が満たされている場合でも、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- ① 被害生徒への行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続しているか。
- ② 被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

【いじめの解消に係る留意事項】

- ① 相当の期間が経過するまでは、被害生徒・加害生徒の状況を注視し、期間が経過した段階で解消の判断を組織的に行う。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。
- ② いじめが解消に至るまで「いじめ防止委員会」において支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。
- ③ 上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、各学校及び教職員は、児童生徒を日常的に注意深く観察する必要がある。

第2章 いじめ防止等のための対策の内容

1. 本校が実施する施策

(1) 恵庭中学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、どのようないじめ防止等の取組を行うかについて、基本的な方向、取組の内容等を「いじめ防止基本方針」(以下「基本方針」という。)として定める。策定した方針については、定期的に点検・検証し、アンケートや協議の場を設けるなど生徒の意見を取り入れ、保護者、地域住民、関係機関等の参画を得た上で、必要に応じて内容の見直しや改善を実施し、より分かりやすい基本方針となるよう努める。また、学校のホームページ等で随時公開し、内容を容易に確認できるような措置を講じるとともに、その内容を必ず入学時・各年度の開始時に説明する。

(2) いじめ問題担当教員の位置づけ

いじめの問題については、被害生徒、加害生徒に近い存在である担任や学年部が対応することが多く、客観的な判断に難がある場合があることから、全体を俯瞰し、本いじめ防止基本方針に準じて適切に判断できる人材を配置する必要がある。

このため、校内で把握したいじめ問題を集約し、組織的な対応の要となる「いじめ問題担当教員」を校内組織に位置付けることとする。

基本的には、主幹教諭の役職者が兼務することとし、いじめの問題の発生時に組織的な対応についてマネジメントする役割をもつものとする。

(3) いじめ防止委員会の設置

ア. 校内に「いじめ防止委員会」を設置する。

イ. 委員会の構成員は、校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、学年主任とし、必要に応じて教務主任、特別支援教育CO、養護教諭、スクールカウンセラーや他の関係機関(子ども家庭課・教育支援課・SSW)、外部の専門家や保護者、生徒代表、地域住民等も加わる。委員会の招集については、主幹教諭が行う。

【役割】

- ① 本校におけるいじめ防止等に関する取組に関すること、生徒・保護者からの相談内容の把握と対応に関すること等について協議する。
- ② いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口となり、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報収集と記録、共有を行う。
- ③ 生徒指導部が行ういじめアンケートの調査結果、分析について協議し、事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- ④ いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。
- ⑤ 個々のいじめ問題の取組について検討し、必要に応じて生徒指導部、当該学年部に対し、具体的な対応を検討し、実施するよう指示とともに、保護者との連携についても組織的に対応する。
- ⑥ 基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・改善を行う。
- ⑦ 学校評価において、いじめ防止等の取組について評価が行われるよう必要な措置を行う。また、取り組みにおいてPDCAサイクルを意識し、基本方針の点検・見直しを定期的に行っていく。
- ⑧ 基本方針の内容や学校いじめ防止委員会の役割が、生徒や保護者、地域住民から容易に認識される取り組みを行う。

(4) いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての生徒を対象に、生徒同士が主体

的にいじめの問題について考え、議論するなど発達支持的生徒指導や、いじめの未然防止に資する活動に取り組む。また、学校は生徒に対して、傍観者とならず、「いじめ防止委員会」への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

- ア. 学校は、生徒の実態やいじめが生まれる背景等を分析し、その結果をもとに、全ての生徒が安心でき、他者から認められていると感じられる「居場所づくり」や他者とかかわり、他者の役に立っていると感じられる「絆づくり」の取組を進める。
- イ. 学校は、いじめの問題の根本的な克服のため、全ての生徒に、心の通う人間関係を構築できる社会性、規範意識や自他の生命を尊重する心などを育むとともに、将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせ、いじめを生まない環境を醸成する。
- ウ. 教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方について共通理解を図るとともに、細心の注意を払う。
- エ. 生徒の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えるため、日常的に、生徒への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、及び授業や行事等を通じた個と集団への働きかけを行う。
- オ. 生徒の心の通じ合うコミュニケーション能力を育むとともに、生徒が規律正しい態度で主体的に参加・活躍できる授業づくりや、人格が尊重され安心して過ごせる集団づくりを進める。
- カ. 配慮を必要とする生徒の交友関係等の情報を把握し、入学や進学時の学級編成や学校生活の節目の指導に適切に反映する。
- キ. 生徒の人間関係を形成する力の育成を図る取組を推進する。
- ク. 生徒が学習やその他の活動において自己有用感や自己肯定感、自己信頼感を高める取組を推進する。
- ケ. 学校の教育活動全体を通じた人権に関する教育の一層の充実に向けた取組を推進する。
- コ. 家庭や地域と連携を図り、地域の人材、自然や歴史的風土、伝統、文化など多様な教育資源を活用して、児童生徒の発達の段階に応じた道徳教育の充実を図る。
- サ. 生徒の発達の段階に応じて、豊かな情操や社会性、規範意識を育くむため、地域が有する自然環境等の教育資源を生かした教育活動や体験活動を推進する。
- シ. 生徒が性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう学校教育全体を通じて性暴力防止に向けた「生命（いのち）の安全教育」の充実を図る。
- ス. 生徒が自主的に行う学級会や生徒会活動等において、生徒自らがいじめの防止に取り組む活動を推進する。
- セ. インターネットやメール等による危険性やトラブルについて、最新の動向を把握し、情報モラル教育を実施するとともに、生徒、保護者、地域への啓発に努める。また、インターネットを通じて行われるいじめに関する事業に迅速かつ的確に対処する体制を整備する。
- ソ. 学校として「性的マイノリティ」とされる生徒に対して、プライバシーに十分配慮しながら、日頃から適切な支援を行うとともに、生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- タ. 「多様な背景を持つ生徒」については、日常的に、当該生徒の特性等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- チ. いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるため、生徒への指導、保護者への啓発、教職員への研修等を実施する。

(5) いじめの早期発見・早期対応

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が目につきにくく判断しにくい形で行われることが多い。そのことを教職員は認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの視点をもって、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。このため、

日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築に努めることが必要である。

- ア. 日常的に生徒の様子や行動を観察し、「いじめ見逃しゼロ」に向け、ささいな兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から複数の教職員で的確に関わりを持ち、いじめを隠蔽・看過・軽視することなく、いじめを積極的に認知する。
- イ. いじめの実態を適切に把握するため、「SOSの出し方に関する教育」の推進やアンケート調査の実施、生徒との面談等による定期的な調査、その他必要な措置を講じる。
- ウ. 生徒やその保護者、教職員がいじめに係る悩み等を抵抗なく、いつでも相談できる体制を整備する。
- エ. 生徒のSOSの発信や教職員へのいじめの情報の報告など、生徒からの相談に対しては必ず教職員が迅速かつ組織的に対応することを徹底する。

(6) いじめへの対処

いじめの発見・相談を受けた場合には、特定の教職員が抱え込まず、当該いじめに係る情報を記録するとともに、速やかに「いじめ防止委員会」に報告し、組織的な対応に繋げる。事案の内容によっては、教育委員会に報告するとともに、児童相談所や警察、教育支援課、SSW等の関係機関とも連携する。

- ア. いじめを受けた生徒の心的な状況等を十分確認し、いじめを受けた生徒や情報を提供した生徒を守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除いた上で、いじめの事実関係を複数の教職員で正確に聞き取る。
- イ. いじめを受けた生徒にとって信頼できる人物と協力し、気持ちに寄り添える体制を構築し、状況に応じてスクールカウンセラーや関係機関等と連携しながら支援する。
- ウ. いじめを行ったとされる生徒等からも事実関係の聞き取りを行い、いじめが確認された場合は、その保護者と情報を共有して別に指導を行い、いじめの非に気づかせ、いじめを受けた生徒への謝罪の気持ちを醸成させるなど組織的に対応する。また、保護者と連携して適切な対応を行えるように協力を求めるとともに、その保護者に対して継続的な助言を行う。
- エ. いじめを行った生徒等に対しては、いじめによって相手がどれほど傷つくかを理解させるために、毅然とした態度で指導・対応を行う。一方で、当該生徒等の抱える問題や悩み等の背景にも目を向け、豊かな人間性を育むことや健全な人間関係を構築することができるよう配慮する。
- オ. 「観衆」となっていた生徒に対しては、いじめに加担する行為であることを理解させる。また、「傍観者」となっていた生徒に対しては、勇気を持ってすぐに誰かに知らせることなどを指導する。
※「観衆」…いじめをはやし立てたり、面白がったりするなどのような行為をしている者
※「傍観者」…いじめを傍らでただ見ているだけの者
- カ. 必要に応じて、いじめを行った生徒に対する別室での指導や出席停止制度の活用等、いじめを受けた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができる環境を整備する。
- キ. いじめを受けた生徒が、いじめを行った生徒等との関係改善を望む場合には、教職員や保護者等が同席の下、謝罪や和解の場をもつなどして関係修復を図る。なお、いじめが解決したと思われる場合であっても、十分に注意を払いながら継続して見守り、折に触れ必要な支援を行う。
- ク. インターネットやメール等によるいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、事案によっては警察等の関係機関と連携して対応していく。

(7) 家庭・地域・関係機関との連携

- ア. 本校におけるいじめ防止の取組について、保護者へ情報を提供し、学校と保護者が一体となっていじめの防止に取り組む環境を整備する。
- イ. 新入生に関する小学校との引き継ぎには、個人情報の取扱いに十分留意して、確実かつ適切に行う。

ウ．学校内のみの指導では十分な効果を上げることが困難な場合や、本校以外の生徒のいじめに関する問題が発生した場合は、関係学校、警察、児童相談所、医療機関等との緊密な連携及び協力体制によって、適切に対応する。

(8) 学校運営の改善

学校評価において、基本方針に基づく取り組みの実施状況を評価項目に位置づけ、評価結果を踏まえ、いじめの防止等のための取り組みの改善を図る。また、策定した基本方針を学校のホームページへの掲載、学校便りに記載し配布、学校内への掲示、その他の方法により、生徒、保護者や地域住民が基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講じる。

第3章 重大事態への対処

1. 重大事態の意味

(1) いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

「生命、心身又は財産に重大な被害」については、

- ・ 生徒が自殺を企図した場合（自殺を図った、自殺を図ろうとした場合）
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

などが該当する。

(2) いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に対応する。

2. 重大事態の対処

(1) 重大事態が発生した場合には、本基本方針や国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対処する。さらに、事実関係を明確にする調査を行い、同種の事態の発生の防止に努める。

(2) いじめが原因で重大事態に至ったという生徒や保護者からの申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(3) いじめを受けた生徒・保護者が希望する場合は、調査の実施自体や調査結果を外部に対して明らかにしないまま行うことも可能であり、いじめを受けた生徒・保護者の意向を的確に把握し、調査を進める。

(4) 調査主体の判断については、教育委員会の判断に委ねる。

第4章 その他

1. 本基本方針は、平成26年1月に定め、その運用を行うこととする。

2. 本基本方針の内容については、年度ごとに校内で検証し、必要に応じて加除修正を行うこととする。

(平成26年 1月24日策定・実施)

(平成26年12月 1日部分改定・実施)

(平成31年 3月 1日部分改定・実施)

(令和 3年 3月 1日見直し実施)

(令和 5年12月11日部分改定・実施)

(令和 6年12月11日部分改定・実施)